

答 申 書

事件名：山形市病院事業管理者（処分庁所管課：管理課）が行った「審査請求人に関する会議内容が記録されたものすべて等」に関する開示決定処分に関する件

第1 審査会の結論

山形市病院事業管理者（処分庁所管課：管理課）（以下「処分庁」という。）が、「審査請求人に関する会議内容が記録されたものすべて等」（以下、「本件保有個人情報」という。）について令和7年5月29日になした決定は、『（6）診療録』及び『（7）病棟管理日誌』の医師及び看護師の氏名については開示すべきであるが、この点を除き妥当である。

第2 諮問に至る経緯

1 審査請求人は、令和7年5月15日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）第76条第1項の規定により、処分庁に対して、別表の「請求内容」AないしPの合計16項目について本件保有個人情報の開示請求を行った。

2 処分庁は、令和7年5月29日、上記請求に対して特定した保有個人情報について、別表の「決定内容」記載のとおり決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

なお別表の「決定内容」の（1）ないし（8）のナンバーは、開示決定通知書の第1項で開示文書に付された（1）ないし（8）のナンバーに対応している。また別表は、開示決定書の内容と後の弁明書の内容から明らかとなった、請求内容AないしPと開示文書（1）ないし（8）との対応関係に則り記載している。

3 審査請求人は、令和7年8月8日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として審査庁に対して審査請求を行った。

4 審査庁は、令和8年2月2日、保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により、山形市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問をした。

第3 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、新たに特定した保有個人情報の開示及び不開示とした部分を開示するとの裁決を求める。

第4 請求人の主張（審査請求書及び反論書の内容）

審査請求人は、人工呼吸器の装着ミスに関し病院側が複数回にわたり謝罪及び説明しているのに拘わらずそれについての記載が開示資料の中になく、また、開示されるべき資料が開示資料以外にも存在していると考えられる、さらに、不開示となった会議発言者、医師、看護師の氏名について、職員録で公開されているものは開示するべきと思われる、と主張する。

その具体的内容は別表「審査請求における請求人の主張」のとおりである。

第5 処分庁の主張（開示決定通知書及び弁明書の内容）

審査請求の内容と請求人の主張に対し、処分庁は別表「処分庁の主張」記載のとおり開示等の理由を述べ、これらの事実および当てはめから行った本件処分には違法または不当な点はないと主張する。

第6 審査会の判断とその理由

- 1 本件保有個人情報に係る開示された保有個人情報以外の保有個人情報の存否について

※一部不開示についての判断とその理由は「2」において述べる。

A「審査請求人に関する会議内容が記録されたものすべて」及びB「上記Aに用いた資料すべて」について

〔判断〕

『（1）令和7年度第1回医療安全検証委員会議事録』が該当し、これ以外の会議録及び資料が存在するとは認められない。

〔理由〕

人工呼吸器が外れた事象を医療安全検証委員会が扱ったことは、同委員会の目的・性質に適うことであり、実際に、審査請求人の事象を令和7年度第1回同委員

会で議論している。また同委員会以外の会議が開催されたことは窺われない。

C「審査請求人の呼吸器を看護師が適切に装着しなかったことにより呼吸器が外れたこと、さらに呼吸器が外れた際、再装着に時間を要したこと（以下、本件とする。）に関する審査請求人からの訴え、それに対しての対処記録すべて」について

〔判断〕

『（６）診療録』が該当しそれ以外の記録が存在するとは認められない。

〔理由〕

患者に起こった事象、患者からの訴えは診療録に記録されることが一般的であり、審査請求人に起こった事象、審査請求人の訴えも、開示された診療録に記載されている。またこれ以外の記録が存在することは窺われない。なお、呼吸器の装着が適切であったか、処分庁やその職員がその旨の説明をしたか否かについて、審査請求人の主張が証明されたとしても、請求項目Cについて診療録以外に審査請求人が想定する資料が存在することに直結するものではない。

D「本件に関する審査請求人の家族からの問い合わせ内容、それに対しての対処記録すべて」について

〔判断〕

『（２）医療相談等対応票』とその別紙１が該当し、これ以外の記録については存在するとは認められない。

〔理由〕

処分庁における医療相談等対応票は、まさに患者家族からの医療相談等について記録するための書面である。ただし、法的な作成義務はなく、記録を残すかどうかの基準もないから、仮に面談や電話についての、さらには人工呼吸器が外れた原因及び医療機器メーカーとの協議の要否についての、審査請求人の主張が証明されたとしても、医療相談等対応票に審査請求人が予測する項目が記載されることに直結するものではない。

E「呼吸器を適切に装着しなかった理由のわかるものとそれに対する指導内容。呼吸器が外れた際、再装着に時間を要した理由のわかるものとそれに対する指導内容」について

〔判断〕

「呼吸器が外れた際、再装着に時間を要した理由のわかるもの」については、『(2) 医療相談等対応票』及びその別紙1並びに『(1) 令和7年度第1回医療安全検証委員会議事録』の別紙『医療経過報告書』及び『病気の状態と治療についての説明書』が該当し、それ以外の資料は存在するとは認められない。

〔理由〕

審査請求人の呼吸器について、装着方法等及び再装着に要した時間が、指導を要するものであったか否かについて審査請求人と処分庁の主張が食い違っているため、審査請求人が想定する記録（聞き取りや個別の指導についての記録、再発防止対策の文書など）が存在すると認定することはできない。また処分庁は、一般的な人工呼吸器の装着手順等については、業務の手引きを確認するよう指導しており、本件に関して特別に資料を作成し指導が行われたわけではないとの弁明に合理性が認められる。審査請求人の主張する「署名欄が空欄の同意書」が『(1) 令和7年度第1回医療安全検証委員会議事録』添付の『病気の状態と治療についての説明書』とは別に存在すると認めるに足りる証拠はない。

F「本件に関しての病院の再発防止策のわかるもの」について

〔判断〕

『(1) 令和7年度第1回医療安全検証委員会会議録』が該当し、それ以外の資料が存在するとは認められない。

〔理由〕

審査請求人の主張は文書の内容の評価に関するものであり、審査請求人の主張する文書の存在を推認させる根拠とはならない。なお当審査会の聞き取りにおいて処分庁より、『(1) 令和7年度第1回医療安全検証委員会会議録』の2頁目中段「再発防止策について」の内容は、医療安全管理委員会委員から師長会で情報共有され、職員向けインターネットサイトにより一般看護師に周知された、①「看護師の迅速な対応」は、看護師の申し送り等での口頭指導であった、②「PHSの稼働数確認」では、夜勤看護師の使用する最大5台のPHSの機能や設定の確認がなされた、③「セントラルモニターのアラーム設定」については、最大音量に設定された、との回答があったことを付言する。

G「本件に関して、患者家族への報告に時間を要した理由がわかるもの」について
〔判断〕

存在するとは認められない。

〔理由〕

審査請求人に起こった事象について、患者家族への報告の要否、その期限等について定めた法令、それらに関する文書の作成義務を定めた法令はない。作成していないため不存在であるという弁明に特に不合理な点はない。

H「済生館 6 階西病棟看護師長作成の本件に関する資料」について
〔判断〕

『（８）本件について看護師長が作成した文書』が該当し、これ以外の資料が存在するとは認められない。

〔理由〕

審査請求人の主張する「師長が存在を認めた文書」は特定できない。またその他の申し送り書については、申し送りは口頭で行われており、文書が不存在であるという処分庁の弁明に不合理な点はない。

I「ナースコールの記録とその対処記録すべて」について
〔判断〕

『（３）ナースコールの記録』及び『（６）診療録』が該当し、これ以外に記録が存在するとは認められない。

〔理由〕

病院の一般的状況に照らし、ナースコールについてこれ以外の記録があるとは認められない。なおナースコールの記録についてシステム設計上編集は不可能である。

J「呼吸器のアラームが鳴った記録とその対処記録すべて」、K「呼吸器の抜き差しまたそれに関する記録すべて」について
〔判断〕

『（４）人工呼吸器の記録』及び『（６）診療録』が該当し、これ以外に記録が存在するとは認められない。

〔理由〕

病院の一般的状況に照らし、人工呼吸器（アラームへの対処を含む）についてこれ以外の記録があるとは認められない。なお人工呼吸器の記録についてシステム設計上編集は不可能である。

L「装着されたすべての機器が示したデータ（血圧、心拍数、呼吸数、酸素濃度など）原本の写し」について

〔判断〕

『（５）ベッドサイドモニターの記録』が該当し、これ以外に記録が存在するとは認められない。

〔理由〕

病院の一般的状況に照らし、患者の状態モニタリングについてこれ以外の記録があるとは認められない。なおベッドサイドモニターの記録についてシステム設計上編集は不可能である。

※M「看護記録、日誌、カルテにあたるものすべて」N「看護体制（人数や担当割りなど）に関するものすべて」についての審査請求は開示範囲に関するものであるため、下記２において検討する。

O「看護師の勤務交代時の申し送りと情報共有に使用されたメモや電子記録（メールやチャットデータなど）すべて」及びP「看護師、医師間の申し送りと情報共有に使用されたメモや電子記録（メールやチャットデータなど）すべて」について

〔判断〕

存在するとは認められない。

〔理由〕

看護師の勤務交代時の申し送りと情報共有、看護師医師間の申し送りと情報共有は、口頭で行われており、メモ等の作成やメール、チャット利用はないという弁明には合理性が認められる。診療録のような法的に作成が義務づけられている書面でもない。

２ 本件保有個人情報の不開示部分について

保護法第78条は、開示請求があった場合は、不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に当該保有個人情報を開示しなければならないと規定している。また、同法第79条では、不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないとされている。

不開示情報とは、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの、個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別できずとも、開示により、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの（保護法第78条第1項第2号）、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの（保護法第78条第1項第6号）、行政機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（保護法第78条第1項第7号）等が当たる。

審査請求人は、『（1）令和7年度第1回医療安全検証委員会議事録』の会議発言者の氏名、『（6）診療録』及び『（7）病棟管理日誌』のうちの医師及び看護師の氏名を開示すべきであると主張するのでこれらの点を検討する。

本請求において、『（1）令和7年度第1回医療安全検証委員会議事録』の会議発言者の氏名については、開示することにより、今後、同様の会議において参加者の自由・率直な発言が阻害されることや、参加者に対する外部からの圧力が予想される。これにより、医療の安全に関する検証に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、「開示することにより・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として、保護法第78条第1項第7号に規定する不開示情報に該当する。

また、会議発言者の氏名については、「開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があることも明らかである。よって、保護法第78条第1項第6号に規定する不開示情報にも該当する。

以上により、『（1）令和7年度第1回医療安全検証委員会議事録』の会議発言者の氏名を不開示とした本件処分は妥当である。

次に、『（6）診療録』及び『（7）病棟管理日誌』のうちの医師及び看護師の氏名の不開示について検討する。保護法第78条は、氏名などを「不開示情報」とし

ている（同条第1項第2号）。しかし「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（同号のイ）や「公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」（同号のハ）は例外として開示しなければならない。この点について個人情報保護委員会作成の「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」は、公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名は、①その公表により不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより個人の権利利益を害することとなるような場合を除き「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する、すなわち開示すべき情報としている。よって本請求については「氏名を公にすることにより個人の権利利益を害することとなるような場合」と言えるか否かが問題となる。

本請求において、現実には、看護師長が審査請求人から質問や要求を多く受け、体調を崩している事実は存在する。しかし、そもそも上記事務対応ガイドが公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名について原則として開示すべきとしているのは、職務遂行に関連する公務員等の氏名という情報に公益性があり、国民の知る権利（憲法21条）に資するからである。そうすると「氏名を公にすることにより個人の権利利益を害することとなるような場合」の意味については、氏名の公表と個人の権利利益侵害の間に直接的な関係がある場合や、侵害の蓋然性が高い場合などに限定し、厳格に解しなければならない。看護師長が審査請求人から質問や要求を多く受け、体調を崩しているという点は、病院の組織力や体制整備で対処すべき問題であるし、看護師長に生じた出来事をもって他の医師及び看護師に同様の事態が生じる可能性が必ずしも高いとは言えない。質問や要求を多く受けたことにより体調を崩しているから氏名を不開示とするのでは、国民の知る権利の保障の理念にとって本末転倒の結果を招きかねない。本請求における医師及び看護師の氏名は「公にすることにより個人の権利利益を害することとなるような場合」とは言えず、よって本請求における医師及び看護師の氏名は「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に当たるから、保護法第78条第1項第2号のただし書きにより開示すべき情報と解される。

以上により、医師及び看護師の氏名については開示すべきである。

3 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

病院は、患者やその家族からの質問、要求等に対し、組織として一貫した対応を行うべきである。その対応について特定の職員を担当者と定めた場合には、それら職員の負担が過重とならないよう支援しなければならない。またインシデント・アクシデント事例が発生した場合には、病院は患者やその家族の心身のケアはもちろん、この事象に関わった職員の健康等にも配慮しなければならない。当審査会は、医師又は看護師の氏名の開示について、このような病院の責務が果たされることを前提に判断したものである。

	請求内容	決定内容(開示資料)	審査請求における請求人の主張	処分庁の主張
A	審査請求人に関する会議内容が記録されたものすべて	(1)令和7年度第1回医療安全検証委員会議事録 (会議の発言者の氏名について不開示)	・5月2日開催の会議以外でも本件について検討がなされているため、その記録についても開示を求める(5月2日の会議以外でも少なくとも3回以上の会議、検討の機会が設けられているはずである)。 ・会議発言者、医師、看護師の氏名について、職員録等で公開されている範囲については開示すべきである。	・『(1) 令和7年度第1回医療安全検証委員会議事録』が該当する。会議の発言者の氏名については、保護法第78条第1項第2号に該当するものとして不開示としている。
B	上記Aに用いた資料すべて	(1)令和7年度第1回医療安全検証委員会議事録添付の「医療経過報告書」「病気の状態と治療についての説明書」(=資料1) (会議の発言者の氏名について不開示)	同上	同上
C	審査請求人の呼吸器を看護師が適切に装着しなかったことにより呼吸器が外れたこと、さらに、呼吸器が外れた際、再装着に時間を要したこと(以下、本件とする)に関する、審査請求人からの訴え、それに対する対処記録すべて	(6)診療録(令和7年4月15日～17日) (看護師の氏名及び他患者の氏名、部屋番号、受診科、主治医及び転帰については不開示)	・処分庁より再三にわたり「看護師が呼吸器を適切に装着せずに呼吸器が外れた」と説明があった。開示請求に「看護師による呼吸器の不適切な装着についての記載」が一切認められないことは開示請求前までの処分庁の説明と矛盾している。 ・医師、看護師の氏名について、職員録等で公開されている範囲については開示すべきである。看護師長が体調を崩したことで、氏名の不開示を結びつけることは飛躍している。	・「審査請求人の呼吸器を看護師が適切に装着しなかったことにより呼吸器が外れたこと」との主張は処分庁が前提とする事実とは異なる。「(人工)呼吸器が外れた」という事実について患者本人(審査請求人)からの訴え、それに対する対処記録については『(6)診療録』が該当する。 ・看護師等の氏名については保護法第78条第1項第2号及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関向け)令和4年2月(令和7年6月一部改正)(以下、ガイドとする)に基づき、不開示としている。
D	本件に関する審査請求人の家族からの問い合わせ内容、それに対する対処記録すべて	(2)医療相談等対応票 (看護師の氏名については不開示)	・処分庁と患者家族との面談は4月17日、4月25日、4月28日にあり、処分庁からの電話は多数あったにもかかわらず、開示資料の『(2)医療相談等対応票』には「4月16日に患者夫からの電話あり、4月17日に面談を行った」旨の記載のみであり、また、4月17日の面談内容が事実と乖離しており、かつ面談内容の大部分が抜け落ちているため、記録の開示が不十分である。 ・4月25日の面談時の対処記録がないため、開示を求める。 ・装着しやすく、かつ抜けにくい呼吸器への変更に関する検討の記録(医療機器メーカーとのやりとりの経過およびその結果、外れた原因についての検討内容がわかるもの)が、開示資料内で不足しているため、開示を求める。	・『(2)医療相談等対応票』が該当する。

	請求内容	決定内容(開示資料)	審査請求における請求人の主張	処分庁の主張
E	呼吸器を適切に装着しなかった理由のわかるものとそれに対する指導内容。呼吸器が外れた際、再装着に時間を要した理由のわかるものとそれに対する指導内容	(2)医療相談等対応票(看護師の氏名については不開示)	・呼吸器を適切に装着しなかったことを実施看護師は認めているにもかかわらず、「呼吸器を適切に装着しなかった理由」の記録がないとするのは誠実な回答ではなく、呼吸器の装着ミスについての記載のある記録の開示を求める。 ・一般的な組織であれば上司から部下への聞き取り及び指導時には何かしら記録に残すことが自然であるため、(師長は実施看護師への聞き取り及び指導を行ったことは認めている)聞き取り内容や、師長作成の指導書や指導録(ナースコール9回、約2分34秒以上無視した件など)に対しての指導内容)を開示すべきである。 ・呼吸器が外れた原因についての検討録、調査録、再発防止策等が不足しているため、開示を求める。 ・担当医師が保持しているはずの同意書(署名欄は空欄)とハードコピーの開示を求める。	・「呼吸器を適切に装着しなかった理由」は、記録されていないが、「呼吸器が外れた際、再装着に時間を要した理由のわかるもの」については、『(2)医療相談等対応票』が該当する。 なお、指導内容については、口頭で行われており、一般的な人工呼吸器の装着手順等については、業務の手引きを確認するよう指導しており、本件に関して特別に資料を作成し指導が行われたわけではなく、不存在(作成していない)。
F	本件に関しての病院の再発防止策のわかるもの	(1)令和7年度第1回医療安全検証委員会議事録(会議の発言者の氏名については不開示)	・「(1)令和7年度第1回医療安全検証委員会議事録」に記載があるが、具体性に欠けており、粗末なものである。会議録中の再発防止策①②③について、実行された日時わかるもの、実行されていない場合、他の再発防止策、またその実行日時のわかるもの、防止策①について具体的に何を指すのかわかるものの開示を求める。 ・呼吸器の装着方法について何ら言及していないため、再発防止策に関する資料が他に存在すると思われるため、その資料の開示を求める。 ・会議発言者、医師、看護師の氏名について、職員録等で公開されている範囲については開示すべきである。	・『(1)令和7年度第1回医療安全検証委員会会議録』が該当する。なお、2ページ目中段に「再発防止策について」の記載があり、①～③の再発防止策が記載されている。 ・会議の発言者氏名については保護法第78条第1項第7号及びガイドに基づき、不開示としている。
G	本件に関して、患者家族への報告に時間を要した理由がわかるもの	不存在(作成していない)	・事件2日後まで事件の報告に時間を要した理由、5月2日の決定の報告が5月8日まで時間を要した理由がわかるものの開示を求める。 ・看護師から師長が報告を受けた日時が記録されたものなど、看護師間で共有された過程がわかる資料等の開示を求める。作成していないのであれば、作成されなかった理由を明記すること。	・作成していないため不存在。
H	済生館6階西病棟看護師長作成の本件に関する資料	(8)本件について看護師長が作成した文書	・師長作成の指導書、指導録の開示を求める。 ・4月25日に師長自らが文書の存在を認めているため、同師長作成の看護師間申し送り書(もしくは看護師間の情報共有のための情報)の開示を求める。「不存在」であるならば、「不存在」の理由もしくは作成されなかった理由を明確にすること。	・『(8)本件について看護師長が作成した文書』が該当する。

	請求内容	決定内容(開示資料)	審査請求における請求人の主張	処分庁の主張
I	ナースコールの記録とその対処記録すべて(審査請求人に関する 4月15日18時～4月16日12時)	(3)ナースコールの記録(令和7年4月15日・16日) (他患者の部屋番号については不開示)	・「(3)ナースコールの記録、(4)人工呼吸器の記録、(5)ベッドサイドモニター」のこれらの記録に差異が認められ、相関性を読み取ることができないため、呼吸器が外れた時間から再装着されるまでの時間が客観的にわかるものすべて、またその根拠となる資料すべて(ナースコール履歴、呼吸器のアラーム履歴以外に秒単位までに読み取れるデータ)、患者接続機器の数値の動きがより詳細にわかるもの(秒数記録・編集履歴)の開示を求める。 ・4月25日の担当医師との面談の際に示された人工呼吸器のハードコピーと非署名書類が不足しているため開示を求める。	・『(3)ナースコールの記録』が該当する。 ・部屋番号については保護法第78条第1項第2号に該当するものとして、不開示としている。
J	呼吸器のアラームが鳴った記録とその対処記録すべて(審査請求人に関する4月15日18時～4月16日12時)	(4)人工呼吸器の記録(令和7年4月15日・16日)		・『(4)人工呼吸器の記録』が該当する。
K	呼吸器の抜き差し、またそれに関する記録すべて(審査請求人に関する 4月15日18時～4月16日12時)	(4)人工呼吸器の記録(令和7年4月15日・16日)		
L	装着されたすべての機器が示したデータ(血圧、心拍数、呼吸数、酸素濃度など)原本の写し(審査請求人に関する 4月15日18時～4月16日12時)	(5)ベッドサイドモニターの記録(令和7年4月15日・16日)		・『(5)ベッドサイドモニターの記録』が該当する。
M	看護記録、日誌、カルテにあたるものすべて(審査請求人に関する 4月15日～4月17日)	(6)診療録(令和7年4月15日～17日) (看護師の氏名及び他患者の氏名、部屋番号、受診科、主治医及び転帰については不開示)	・医師、看護師の氏名について、職員録等で公開されている範囲については開示を求める。 ・師長が体調を崩したこと、氏名の不開示を結びつけることは飛躍している。	・『(6)診療録』が該当する。 ・看護師の氏名については保護法第78条第1項第2号及びガイドに基づき、不開示としている。
N	看護体制(人数や担当割りなど)に関するものすべて(審査請求人に関する 4月15日～4月17日)	(7)病棟管理日誌(令和7年4月15日～17日) (看護師の氏名及び他患者の氏名、部屋番号、受診科、主治医及び転帰については不開示)		・『(7)病棟管理日誌』が該当する。 ・看護師の氏名、他患者の氏名、部屋番号、受診科、主治医及び転帰については、保護法第78条第1項第2号及びガイドに基づき、不開示としている。
O	看護師の勤務交代時の申し送りと情報共有に使用されたメモや電子記録(メールやチャットデータなど)すべて(審査請求人に関する 4月15日～4月17日)	不存在(作成していない)	・師長作成の看護師間申し送り書(もしくは看護師間の情報共有のための資料)の開示を求める。 ・不存在であるならば不存在の理由もしくは作成されなかった理由を明確にすること。	・申し送り事項等があった場合にメモやメール、チャットツールで行うことはないため、不存在(作成していない)
P	看護師、医師間の申し送りと情報共有に使用されたメモや電子記録(メールやチャットデータなど)すべて(審査請求人に関する 4月15日～4月17日)	不存在(作成していない)	・「不存在」の理由もしくは作成されなかった理由を明確にすること。	